

令和8年度(令和7年分) 市県民税申告日程について【横川地区】

【申告期間・日程】

令和8年2月2日(月)～令和8年3月16日(月)

《横川地区日程表》

月	日	曜日	受付	月	日	曜日	受付	月	日	曜日	受付
2月	1	日		2月	16	月	○	3月	1	日	
	2	月	○		17	火	○		2	月	○
	3	火	○		18	水			3	火	
	4	水			19	木	○		4	水	○
	5	木	○		20	金	○		5	木	○
	6	金	○		21	土			6	金	○
	7	土			22	日			7	土	
	8	日			23	月			8	日	※
	9	月	○		24	火	○		9	月	○
	10	火			25	水			10	火	○
	11	水・祝			26	木	○		11	水	○
	12	木	○		27	金	○		12	木	
	13	金	○		28	土			13	金	○
	14	土							14	土	
	15	日							15	日	
									16	月	○

※ 3/8(日)は休日申告を国分会場(国分シビックセンター)でのみ実施しています。[受付時間:16時まで]

※ 自治会ごとの割り振りはありません。

【受付時間】

(午前) 9:00～11:30 (午後) 1:00～4:00

【申告会場】

横川総合支所 多目的室

※ 選挙、災害等、やむを得ない事情により、会場が変更になる場合があります。

◎ 申告期間の開始当初や終了間近は混雑が予想されます。

来場者が多いと待ち時間が長くなりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

◎ 収支計算書や明細書を作成してからご来場ください。

- ・ 農業・営業・不動産所得のある方は、「収支計算書」を作成してからお越しください。
- ・ 医療費の控除を受けたい方は、「医療費の明細書」を作成してからお越しください。
- ・ 経費や医療費の領収書を持参されても、職員は振り分けや計算、作成は行いませんので、必ず来場される前に済ませてお越しください。
- ・ 雑損控除(令和7年8月の大雨によるもの)を受けたい方は、「罹災証明書」、「損失額の計算書」等を準備してからお越しください。

◎ 無収入や障害年金などの非課税収入のみの方は、「市県民税簡易申告書」をお使いください。

- ・ 該当される方は、別紙「市県民税簡易申告書」を使い、郵送、ファックス、メールで申告できます。申告書の裏面をよく読んで、ご提出ください。必要な方はコピーしてご利用ください。窓口でも配布しています。
- ・ 基礎控除以外の控除(社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除、その他の控除)を受けたい場合は、確定申告または市県民税申告が必要です。

■ お問い合わせ先
横川総合支所地域振興課
電話 45-5111 (内線6342)

◎ 以下の方は加音ホールでの申告になります。

- ① 住宅ローン控除の初年度の申告
- ② 土地、建物、山林、株式の売却に係る申告
- ③ 先物取引に係る所得の申告
- ④ 配当所得の申告
- ⑤ 青色申告
- ⑥ 雑損控除

※ ②～④に該当する方で、所得税の納付や還付、繰越控除が発生しない際には、市役所会場でも申告ができる場合があります。

※ ⑥に該当する方で、令和7年8月の大雨によるものは、市役所の会場でも申告を受け付けます。

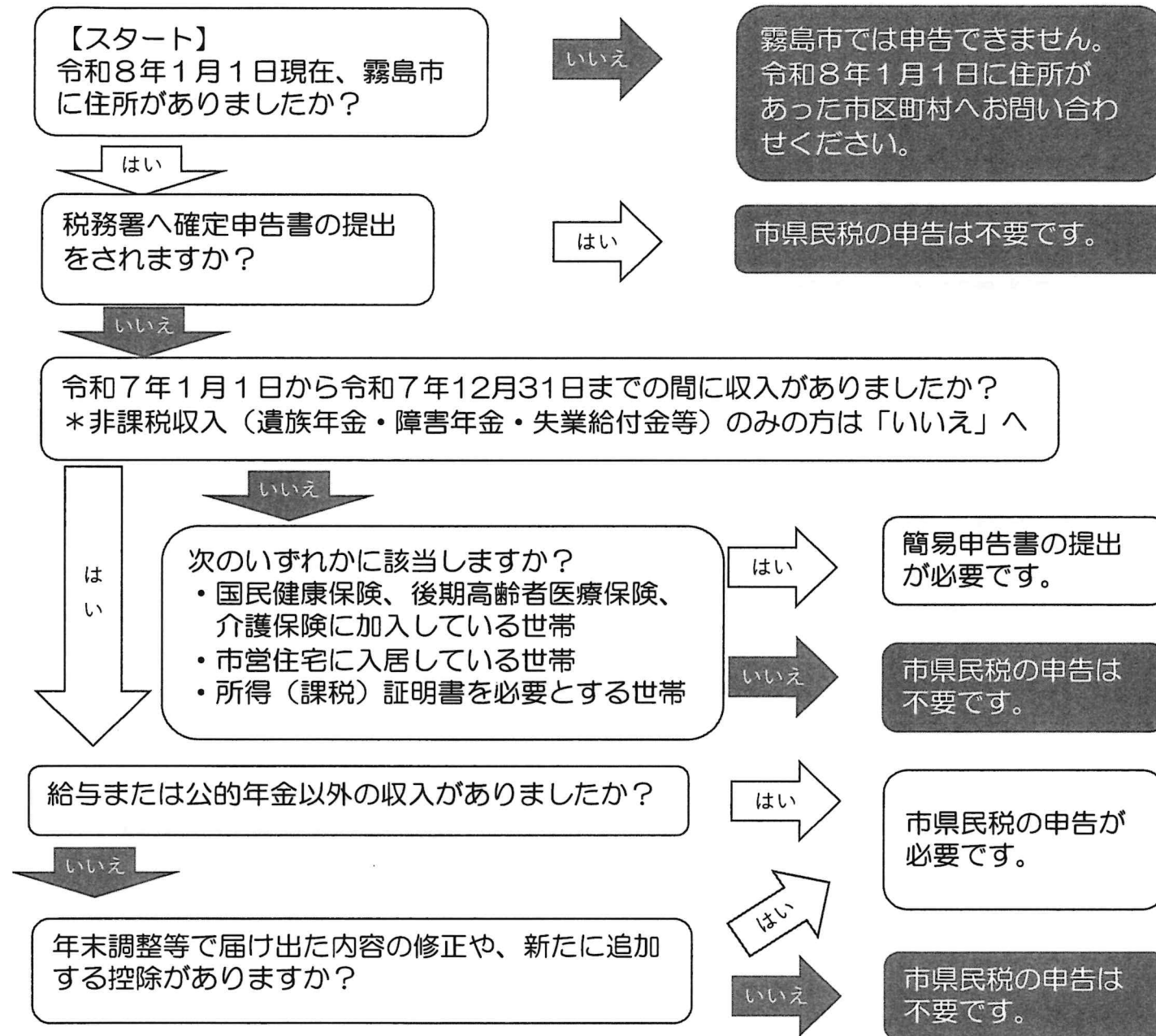
所得税や消費税の確定申告に関するご不明な点は、加治木税務署(☎62-2161)までお問い合わせください。

令和8年度
(令和7年分)

市県民税申告のご案内

■市県民税申告が必要な方

・下のフローチャートに沿って、申告が必要か確認してください。



★申告日程表等の全戸配布の廃止について★

昨年お知らせしたとおり、今年度から「申告日程表」、「市県民税簡易申告書」、「医療費控除の明細書」、「簡易農業所得収支計算書」の全戸配布を廃止し、班回覧へ変更します。必要な方は、班回覧時にコピーされるか、本庁舎や各総合支所担当窓口で受け取るか、若しくは下記二次元コード読込先のページから必要な書類をダウンロードしてください。

ダウンロード
ページはこちら →



<簡易申告書の提出先>

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45-1

霧島市役所税務課市民税グループ 宛

ファックス：0995-64-0931

メール：shinkoku@city-kirishima.jp

■申告に必要なものについて

①本人確認書類

マイナンバーカード、又はマイナンバー通知カードと運転免許証等の顔写真付き本人確認書類

②収入及び必要経費を証明できる書類・帳簿等

年金収入がある方	公的年金等の源泉徴収票	日本年金機構、企業年金連合会等から送付。
給与収入がある方	給与所得の源泉徴収票	給与支払者が発行。
事業・農業・不動産業を営んでいる方	収支内訳書 や 肉用牛売却証明書(牛農家)。	
その他の収入がある方	シルバー人材センターの配分金証明書、個人年金支払証明書、満期保険金の支払明細書等のその収入金額や経費が分かるもの。	

③社会保険料控除・生命保険料控除を受けるための書類

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料納付済証明書	当市は1月下旬に収納課から送付。
任意継続保険料納付済証明書	保険証の発行元にお尋ねください。
国民年金控除証明書	日本年金機構から送付。
生命保険料・地震保険料控除証明書等	加入している保険会社から送付。

④障害者控除を受けるための書類

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書等

⑤配偶者(特別)控除、扶養控除を受けるための書類

対象者が収入がある場合は、その収入等が分かるもの(上記②を参考にしてください。)

⑥医療費控除を受けるための書類

医療費控除の明細書(明細書の記載例を参考に記入してください。)

※紙おむつ(大人用)の購入費用を含める場合、「おむつ使用証明書」等が必要です。

⑦寄附金控除(ふるさと納税など)を受けるための書類

寄附した団体などから交付される寄附金の受領証明書等

⑧令和7年8月の大雨による雑損控除を受けるための書類

罹災証明書、損失額の計算書等

詳細は市ホームページ「雑損控除に関するご案内」をご確認ください。

⑨申告者本人名義の通帳等、還付金の受取口座が分かる書類

申告者本人名義の通帳やキャッシュカード(所得税の還付申告をされる方のみ)

※職員は、領収書等の振り分けや計算は行いませんので、必ず済ませてお越しく
ださい。

※申告の内容によっては、上記以外のものが必要になる場合があります。